佐賀県教育委員会告示第三号

佐賀県文化財保護条例(昭和五十一年佐賀県条例第二十二号)第三十二条第

項の規定により、佐賀県史跡として次のとおり指定する。

平成二十四年四月二十七日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永

宏

佐賀県史跡

二史 号第 五十	記号番号
佐賀県史跡	種別
仁田埴輪窯跡	名称
— 基	員数
平方メートル 一四二九番地四、一四三九番地四、一四三 唐津市浜玉町渕上一	所在地
国土交通省	所有者